

日本定位放射線治療学会会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は、日本定位放射線治療学会（The Japanese Society of Stereotactic Radiosurgery）と称する。略称は JSSR とする。

第2条 事務局

1. 本会は、事務局を細則に定める場所に置き、事務局代表1名を定める。
2. 事務局代表は、名簿管理、会費の徴収、書類管理、その他本会の運営に必要な事務を担当する。

第2章 目的および事業

第3条 目的

本会は、定位放射線治療に関する会員の研究発表、知識の交換、国際交流を求め、以て学術の発展および人類の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催。
2. 刊行物の発行。
3. 国内外の関連機関との連絡及び協力。
4. その他、目的を達成するのに必要な事業。

第3章 会員

第5条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、関連分野の研究に従事するもので、下記のいずれかに該当するもので構成される。

1. 会員：定位放射線治療およびその関連分野の臨床・研究に携わる医師および医療従事者。
2. 名誉会員：本会の世話人経験者で世話人会の推薦を受けた者。

第6条 入会

本会への入会手続きは、細則に定める所定の年会費を納付する。

第7条 退会

本会からの退会手続きは、細則に定める通りとする。

第8条 会員資格の喪失

会員は次の事由によって、会員としての資格を喪失する。

1. 所定の退会手続きを行った場合。
2. 会費を一定期間以上滞納した場合。滞納期間については細則に定めるところによる。
3. 除名
4. 死亡

第9条 除名

1. 会員が本会の会則に背いたり、名誉を著しく傷つけた場合には、世話人会の議決を経て除名することができる。
2. 除名された者の再入会については、世話人会の議決を要する。

第4章 役員

第10条 世話人会

1. 本会には若干名により構成される世話人会を置く。世話人は世話人会を構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。人数は、会員数10%以下とする。

2. 世話人の選出は、満2年以上会員である者で、定位放射線治療の領域で評価の高い業績を上げ、将来とも定位放射線治療の診療、研究に携わる者の中から、世話人2名以上の推薦を受けて世話人会にて決定する。
3. 世話人は65歳を以て定年とし、誕生日の次にむかえる世話人会を以て退任する。
4. 特別の事情なく3回以上続けて世話人会を欠席した世話人は、世話人を辞退したものとする。

第11条 会長

1. 会長は、世話人の互選とし、世話人会において選出される。
2. 会長は、本会を代表し、世話人会、総会の議長を担当し、学術集会を開催する。その任期は1年間で、前回の学術集会終了の翌日から自ら開催する学術集会の最終日までとする。原則として継続しての再任は認められない。
3. 世話人会は、会長を補佐する。

第12条 役員の報酬

役員はすべて無報酬とする。

第5章 会議

第13条 世話人会

1. 世話人会は、世話人および名誉会員によって構成され、原則として毎年1回会長がこれを招集し議長を務める。
2. 世話人会は、世話人の過半数の出席によって成立し、議事の承認は出席世話人の過半数の賛成によって成立する。ただし会則の変更については、出席世話人の3分の2以上の賛成を要する。欠席者は事前に委任状によって、会長に世話人会での議決を委任することができる。
3. 名誉会員は、世話人会の審議に参加し助言を行うことができるが、議決権を持たない。
4. 世話人会は、役員の選出、事業、会計、その他本会の運営に必要な事項を審議する。
5. 世話人会の審議事項は総会にて報告し、議決事項は総会の承認を得なくてはならない。

第14条 総会

1. 総会は会員により構成され、原則として毎年1回会長がこれを招集し議長を務める。
2. 議事の承認は、出席会員の過半数の賛成によって成立する。ただし会則の変更については、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。
3. 総会は、世話人会の報告を受け、議決事項を審議、承認する。

第6章 学術集会

第15条 学術集会の開催

会長は、原則として毎年1回学術集会を開催する。学術集会の開催地、時期は、世話人会の承認を経て決定する。

第16条 研究発表

学術集会で研究発表を行う筆頭演者は本会の会員であることを要する。

第17条 参加費の徴収

会長は、学術集会の参加者より参加費を徴収することができる。ただし、会長が必要と認める場合は、医師と医師以外とで参加費に差をつけることができる。

第18条 学術集会への補助

本会は、学術集会の開催のために補助金を支出することができる。補助金の額については細則に定める。

第7章 会計

第19条 会計年度

本会の会計年度は7月1日より6月30日までとする。

第20条 経費

本会の経費は、会員より徴収する年会費、寄付金、事業に伴う収入をもって充てる。

第21条 会費

本会は、会員から年会費を徴収する。年会費の額は細則に定めるところによる。

第22条 会計監査

会計監査を担当する世話人は、会計年度末にその内容を監査し、世話人会に報告書を提出し、その承認を得る。

第8章 会則の変更

第23条 会則の変更

会則の変更については、第13条および第14条の定めるところによる。

細則

1. 事務局

本会の事務局を下記の住所に置く。

東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学医学部脳神経外科

2. 会費

会員の会費は、医師を年額7,000円とし、医師以外を年額2,000円とする。留学等の正当な理由で休会する者に対してはその間の会費を免除することができる。

3. 入会手続き

本会に入会しようとするものは、事務局の定める書式に従って、氏名、所属、専門分野など必要な事項を事務局に提出する。初年度の年会費をもって入会金に充当する。

4. 退会手続き

本会から退会するものは、書面にてその旨を事務局に提出する。

5. 会費滞納による会員資格の喪失

原則として、本会の会費を3年以上滞納した者は、会員資格を喪失する。

6. 学術集会補助金

学術集会への補助金は、学術集会一回当たり150万円を限度とする。

附則

本会則は1992年8月9日より実施する

2004年7月9日 第13回日本定位放射線治療学会世話人会にて改定を承認

2008年5月29日開催の世話人会にて細則1を改定

2009年7月16日開催の世話人会にて第4章第10条3と第3章第5条2を改定

2010年7月29日開催の世話人会にて第4章第10条2を改定

2021年6月10日開催の世話人会にて細則2を改訂、細則7を削除